

備蓄用食料購入仕様書

令和7年度に逗子市が購入する備蓄用食料の仕様は、次のとおりとする。

1 購入目的

災害発生時における避難者や帰宅困難者等に備蓄用食料を提供するため購入するもの。

2 購入品目

(1) アルファ米（五目ご飯）

規格	<ul style="list-style-type: none">・アレルギー物質（特定原材料等）28品目不使用のものとする。・個食タイプのもので、1食ごとにスプーンが付属し、自立するものとする。・1箱当たり50食入りのものとする。・原材料に国産の米が使用されているものとする。・製造工程は、食品マネジメントシステム FSSC22000 を取得している工場で生産されたものとする。・1食当たりの内容量は100g程度、調理後の出来上がり量は260g程度のものとする。・100g当たりの熱量は、360kcal以上のものとする。・5年以上保存のものとする。
数量	56箱（2,800食）

(2) 災害用白がゆ

規格	<ul style="list-style-type: none">・アレルギー物質（特定原材料等）28品目不使用のものとする。・個食タイプのもので、1食ごとにスプーンが付属し、自立するものとする。・1箱当たり20食入りのものとする。・原材料に国産の米が使用されているものとする。・1食当たりの調理後の出来上がり量は270g以上のものとする。・5年以上保存のものとする。
数量	185箱（3,700食）

(3) 保存用ビスケット

規格	<ul style="list-style-type: none">・1箱当たり100袋入りのものとする。・1袋当たり330kcal以上（1食分）※避難者へ個別に配布できるように1袋＝1食分の小分け包装品に限る。・栄養機能食品のもので、それがわかる表記が1袋ごとのパッケージに記載されているものとする。・7年以上保存のものとする。
数量	84箱（8,400袋）

3 賞味期限

直射日光や高温多湿を避けた通常の室内保存で、アルファ米（五目ご飯）及び災害用白がゆについては製造日から5年以上、保存用ビスケットについては製造日から7年以上の賞味期限を保証すること。また、製造日から3カ月以内の物品を納品すること。

4 納入場所

別添「備蓄用食料搬入場所一覧」参照

5 納入期限

令和8年3月27日（金）

納入の日時については、発注者及び各施設管理者と十分な打合せを行うこと。

6 支払い方法

納入が完了した後一括で支払うこととする。

7 その他

- (1) 運搬及び納入に係る費用は、契約金額に含むものとする。
- (2) 食べる際に素手で開封可能で、ビスケットに関しては調理の必要がないもの、その他については、水またはお湯を注ぐなど簡易な調理を施すことも可能とする。
- (3) 次の項目について段ボール外側側面（重ねて保存しても見えるよう）に記載すること。また、1袋ごとにも記載すること。
 - ア 品名
 - イ 原材料名
 - ウ 内容量
 - エ 賞味期限
 - オ 保存方法
 - カ 製造者
 - キ 特定原材料等（アレルギー物資）28 品目不使用商品の記載 ※アルファ米（五目ご飯）及び災害用白がゆのみ
 - ク 栄養機能食品内容
 - ケ 逗子市防災安全課 ※段ボールのみの記載で可
- (4) (3)の段ボール外側側面における記載については、文字色及び表線等の色を次のとおりとし、段ボール側面へ記載前に見本を作製し、発注者に確認を行うこと。
 - ア アルファ米（五目ご飯） 黒色
 - イ 災害用白がゆ 黒色
 - ウ 保存用ビスケット 黒色
- (5) 保存用ビスケットは7年以上、その他については5年以上の品質保証書を提出すること。
- (6) 納品は、全て同一日に単一のルートで実施すること。
- (7) 納品日については、納品先との調整が発生するため、必ず発注者との調整を図ること。
- (8) 納品に係る車両は、4トン以下で行うこと。やむを得えず、指定以上の車両を使用する場合は、受注者の責任において駐車場及び荷受け場所等を確保すること。
- (9) 防災倉庫等への搬入については、発注者の立ち会いのもと受注者が行うものとする。
- (10) 本仕様書に明示のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者で別途協議するものとする。

令和7年度備蓄用食料搬入場所一覧

No.	施設名	住所	アルフア米 (五目ご飯)		災害用白がゆ		保存用ビスケット		備考
			数量(箱)	56	数量(箱)	数量(箱)	数量(箱)		
1	逗子小学校ふれあいスクールB倉庫(手前)	逗子市逗子4-2-45		56					平面
2	県立逗子葉山高等学校	逗子市桜山5-24-1			25				平面
3	沼間中学校No.2倉庫	逗子市沼間3-21-2			30				平面
4	小坪小学校No.4倉庫	逗子市小坪3-6-1			80		16		平面
5	池子小学校No.1倉庫	逗子市池子3-9-1					16		平面(-部台車)
6	逗子中学校No.1倉庫	逗子市池子4-755					16		平面(-部台車)
7	久木小学校No.2倉庫	逗子市久木2-1-1			50		16		平面
8	逗子市役所地下駐車場	逗子市逗子5-2-16					20		平面
		計		56	185		84		

(別紙)

暴力団等排除に係る特記仕様書

(暴力団等排除に係る契約の解除)

第1条 発注者は、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合にあっては、その者が逗子市暴力団排除条例(平成23年逗子市条例第15号。以下「条例」という。)第2条第3号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき又は受注者が法人等(法人又は団体をいう。)である場合にあっては、当該法人等が条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- (4) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第2条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに管轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、しゅん工期限*に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限*に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、速やかに管轄の警察署に通報しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害によりしゅん工期限*に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限*に関する協議を行わなければならない。

*工事請負契約の場合は「しゅん工期限」、業務委託契約の場合は「履行期限」、物件供給契約の場合は「納入期限」、長期継続契約又は賃貸借契約の場合は「賃貸借期間開始時」と読み替えます。